

(5) 都心共同住宅に関する割増償却制度の延長 (所得税、法人税)

内 容

都心部の一定の賃貸住宅についての特例措置を2年延長する(平成16年3月31日まで)。

(参 考)

制度の概要

- ・所得税、法人税：割増償却 5年間30%
(耐用年数35年以上のものは40%)